

インドネシア特許法の第3次改正



エミルシャ・ディナール (Emirsyah Dinar)

GIP Indonesia 代表

インドネシア弁護士

特許に関する2016年法律第13号（以下、特許法）の第3次改正となる2024年法律第65号が2024年10月28日に施行され、インドネシアは特許制度における新たな章に入った。この改正は、急速な技術進歩に対応し、国際基準に合わせ、特許出願人が直面する実務上の問題に対処するための政府の努力を反映したものである。改正法は、国内外の利害関係者にとって重要ないくつかの変更を導入している。

1. 発明の定義の拡張

○旧法の定義

旧法（2016年法律第13号）は、第1条第2項において“発明”を以下のように定義していた。

「技術分野における具体的な問題解決活動として、製品もしくはプロセスの形で、または製品もしくはプロセスを改良・発展させた形で具体化された発明者のアイデア」

この定義は特許保護の基礎を提供するものではあったが、様々な産業における技術やイノベーションの幅広い進歩に対応するには限界があると考えられるようになった。

○新しい定義

2024年法律第65号の施行により、第1条第2項における“発明”は以下のように定義されることとなった。

「技術分野における具体的な問題解決活動として、製品および/またはプロセスの形で、および/または製品もしくはプロセスを改良・発展させた形で、さらにシステム、方法、および用途という形で具体化された発明者のアイデア」

●主な変更点とその影響

1. “発明”の概念の拡張：

「システム、方法、用途」が含まれたことで、特許を取得できる範囲が大幅に広がった。この変更は、従来の「製品またはプロセス」というカテゴリーに明確には当てはまらないような技術的進歩を保護することの重要性を認めたものである。

2. 明瞭性と柔軟性：

製品、プロセス、改良、開発の間に「および／または」を加えることで、解釈の柔軟性を確保しつつ、さまざまなタイプのイノベーションをより包括的に取り扱うことができるようになった。

3. グローバルスタンダードとの整合性：

この新しい定義は、国際的に一般的な特許法により近いものであり、知的財産をグローバルに保護しようとする発明者や企業にとって、インドネシアをより魅力的な国となすものである。

●なぜこの改正が重要なのか

この第3次改正は、技術の急速な進化に対応するため、その進化に知的財産の枠組みを適応させるというインドネシアのコミットメントを反映したものだ。改正された定義は、AI主導のシステムからヘルスケアにおける革新的な手法に至るまで、インドネシアの発明家に彼らのアイデアを保護し商業化するための強力な法的基盤を提供する。この改正は、国内の技術進歩に対応するだけでなく、国際市場におけるイノベーションと競争力を促進する動きでもある。発明の定義を拡張することで、インドネシアは新興産業や将来のイノベーションを受け入れる用意があることを示している。

2. 保護対象としての“発明”に含まれないもの

特許法第4条によれば、“発明”には以下のものは含まれない。

1. 美的創作物
2. スキーム
3. 以下の実施方法：
 - 精神的な活動
 - ゲーム
 - ビジネス
4. コンピュータ・プログラム（コンピュータを使用して実施される具体的発明を除く）
5. 情報のプレゼンテーション
6. 科学と数学の分野における理論と方法

以前は、既存および／または既知の物質の新たな使用方法や、既存の物質と化学構造が異なるものであっても、その既存の物質との比較で効能が著しく向上するものではない場合は、“発明”に該当しなかった。第3次改正によりこの規定は撤廃された。この規定の撤廃は、特許が付与され得る既存および／または既知の物質の新たな用途に関する開発に対応することを意図している。ただし、このような新しい用途の特許に関しては、当該用途が特許されていることについての言及や表示がない限り、第三者の実施は排除されない。

たとえば：

－ダパグリフロジン（Dapagliflozin）

糖尿病に関する第1使用特許の存続期間が満了しパブリックドメインとなったため、ダパグリフロジンは糖尿病の治療薬として特許権に抵触することなく一般に使用できる。一方、腎臓病を対象とする第2使用特許は現在も有効である。

－スネークヘッド・フィッシュ・エキス（Snakehead Fish Extract）

癌に関する第1使用特許が失効しパブリックドメインとなったため、スネークヘッド・フィッシュ・エキ스는癌の治療薬として特許権に抵触することなく一般に使用できる。一方、COVID-19治療に関する第2使用特許は現在も有効である。

「コンピュータ・プログラム」という用語は、技術的特性、技術的效果、問題解決能力を持たないプログラムのみを含むコンピュータ・プログラムを指す。コンピュータ、コンピュータ・ネットワーク、またはその他のプログラム可能な機器を使用するコンピュータ・プログラムを含む問題解決は、保護対象となり得る“発明”となる。

保護対象となる発明とみなされ得るコンピュータ・プログラムを含む問題解決の例としては、以下のようなものがあげられる。

- －自動車の全地球測位システム（GPS）に基づくナビゲーションに使用されるコンピュータ・プログラム
- －車速を自動的に調整することで、前方車両に対して安全な車間距離を維持するためのコンピュータ・プログラム
- －家屋における家庭用機器の電氣的接続を制御するためのコンピュータ・プログラム

3. 新規性喪失の例外の適用期間の延長

以前は、特定の条件下で出願日前6ヶ月以内に開示された発明は新規性を失わなかった。今回の改正では、この期間が12ヶ月に延長され、発明者が特許の適格性を危険にさらすことなく、その成果を公に発表するための柔軟性が高まった。

●適用されるための主な条件：

新規性喪失の例外の適用条件の主なものは以下の通り。

- －展示会での公開：インドネシアまたは海外の公認展示会での公開
- －実験的使用：インドネシアまたは海外における研究開発目的の公然実施
- －科学的な情報開示：論文発表や研究討論など、科学的なセッションでの発表
- －守秘義務違反：第三者による不正な開示

この期間延長は、発明者が出願書類の内容を改良して出願する時間を大きく延ばし、国際的出願および国内出願を奨励することで、技術革新を促進するというインドネシアのコミットメントを示すものである。

4. 特許出願書類補正期間の延長

○旧法（2016年法律第13号）

旧法の第35条によれば：

- －正式な方式要件を満たすよう通知を受けた出願人は、通知の日から3ヶ月以内にこれに応じなければならなかった。
- －必要であれば、出願人は以下のように2回の延長を申請できた。
 - －最初の延長：最長2ヶ月
 - －2回目の延長：1ヶ月（有料）

ただし、2回目の延長（有料で1ヶ月の期間延長）は、実際にはほとんど利用されなかった。延長を申請した出願人の多くは、結局、補正指令の要件を満たすことができず、その結果、出願は取り下げられたものとみなされた。

○新法（2024年法律第65号）

改正された第35条では、より厳しい規定が導入された。

- － 出願人は、通知を受け取ってから3ヶ月以内に正式な要件を満たす必要がある。
- － 2ヶ月以内の延長が1回のみ認められる。
- － 2ヶ月を超える延長は緊急の場合のみ可能であり、強力な裏付けが必要となる。

●重要ポイント

- － 2回目の延長オプション（有料で1ヶ月）は廃止された。
- － 新法では、延長は1回限りの申請に限定されており、コンプライアンスはより難しくなっているが、全体的なプロセスは合理化されている。

●出願人のための実践的対応法

指定された期間内に正式な方式要件を満たすため、出願人は以下の主要書類を速やかに準備する。

- － 委任状（Power of Attorney）
- － 譲渡証明書または譲渡証書

延長を含む所定の期間内にこれらの書類を提出しなかった場合、特許出願は取り下げられたものとみなされる。

5. 翻訳文の提出要件

インドネシアで特許出願を希望するすべての外国出願人は、インドネシア知的財産庁（DGIP）に以下の書類を提出しなければならない。

○出願書類が英語以外の外国語で書かれている場合は、出願書類に英語とインドネシア語の翻訳を添えなければならない。

○出願書類が英語で書かれている場合は、インドネシア語の翻訳を添えなければならない。

この新しい方針は、審査官が出願書類をより詳細に審査できるようにすることを目的としている。従来、非英語圏からの出願人の中には、明細書、特許請求の範囲、図面を母国語で提出し、その後に翻訳をインドネシア語でのみ提出する人もいた。法改正により、英語の原文あるいは翻訳文の存在を確実なものすることで、審査官の審査がより正確になる。翻訳文提出期限は、出願日から30営業日以内である。

6. 特許発明の実施と、実施されなかった場合の結果

登録された特許は、他人が発明を実施することを禁止する独占権を特許権者に与えるだけでなく、特許発明を実施する追加的な義務を課す。この義務は、特許法（特許に関する2016年法律第13号）、およびその第3次改正（2024年法律第65号）に規定されている。

特許法第20条は、インドネシアにおける特許の実施義務を以下のように規定している。

- － 製品特許：製品の製造、輸入、ライセンス供与の義務
- － 方法特許：特許方法から生じる製品の製造、輸入、ライセンス供与の義務
- － 方法、システム、使用特許：当該方法、システム、または使用から生じる製品の製造、輸

入、またはライセンス供与の義務

●インドネシアにおける特許実施義務

第3次改正では、特許法に第20条Aが追加され、すべての特許権者は、インドネシアにおける特許実施の申告書を提出し、実施証明を添付して、各年末毎に知的財産総局（DGIP）を通じて大臣に報告することが義務づけられた。特許発明の実施は、特許権者または特許権者からのライセンスに基づく第三者によって行われる。この規定の目的は、インドネシアへの技術移転、投資、雇用創出、具体的な経済成長を奨励することにある。

●特許の実施形態

特許の実施形態には、以下のようなものがある。

- －インドネシアにおいて、特許で保護された製品を製造すること、または特許で保護された方法を実施すること
- －インドネシアにおける第三者への技術移転
- －地元企業との製造協力

●特許不実施の結果

第3次改正では、これまで特許法第82条および第130条で規定されていた強制実施許諾や特許取消などに関する規定が削除された。

それに代えて、第20条Aに規定されている年次報告義務が、政府がインドネシアにおける特許の実施状況を監視するための手段として機能する。

報告義務の不履行に対する行政制裁はまだ明確に規定されていないが、この義務は将来、政府がさらなる施行規則や行政方針を発表する可能性を開くものである。

●許容される実施延期の理由

旧法は、特許権者が特許発明を実施しないことの正当な理由として、以下の理由を認めていた。

- －不可抗力の状況
- －生産に対する規制やライセンスの障害
- －生産準備の未完成

改正特許法では、これらの理由は明示的には記載されなくなったが、特許権者は、実施できなかった場合にそれを正当化する説明の一部として、年次報告書にそのような理由を記載することができる。

7. 特許出願の取り下げとみなされた場合の措置

特許出願プロセスでは、書類の完全性と規則の遵守が極めて重要である。書類に不備がある場合、あるいは特定の要件を満たしていない場合には、インドネシア知的財産総局（DGIP）により特許出願が取り下げられたとみなされることがある。このような処分を受けた出願人は、次のようなステップを踏むべきであろうか？

特許出願が取り下げられたとみなされた場合、出願人はDGIPから「みなし特許取り下げ通知

(Notification of Patent Deemed Withdrawn)」を受け取る。

出願人は、審査の続行を希望する場合、直ちに審査続行請求書 (Request for Further Examination) を提出しなければならない。この請求書は、みなし出願取下げ通知書の発行日から6ヶ月以内に提出されなければならない。

さらに、審査続行請求書を提出するためには、出願料金の50%を追加料金として支払わなければならない。請求書の提出後、出願人はDGIPの方式審査部からの回答を待つ必要があり、同審査部は出願を審査し、特許審査を続行するか否かを決定する。

著者紹介

エミルシャ・ディナール (Emirsyah Dinar)

インドネシア弁護士

GIP Indonesia 代表

エミルシャ・ディナールは、GIP ASEAN インドネシア代表。AFFA Intellectual Property Rights Indonesia & East Timor のマネージングパートナーを務め、インドネシアにおける登録知的財産コンサルタントとしても活躍しています。

ニュージーランドのウェリントン・ビクトリア大学で学士号を取得後、インドネシアのガジャ・マダ大学を卒業。インドネシア、東ティモール、太平洋諸島において、国内外の多様なクライアントに対し、知的財産分野での支援を行っています。

【参考】 www.unitedgips.com



翻訳者

宮川良夫 (みやがわよしお)

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエージェント

【参考】 www.unitedgips.com

